

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260701	株式会社ムロオ(法人番号6240001026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6-9	岐阜センター	岐阜県安八郡安八町森部字南沼1790-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和8年4月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	8	0
2	20260702	丸共通運株式会社(法人番号1180301015538) 代表者鈴木朝生	愛知県碧南市浜田町4丁目34番地	半田営業所	愛知県半田市11号地19番地2	輸送施設の使用停止(46日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年2月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
3	20260706	株式会社タクシン（法人番号9080401017627） 代表者八木榮次	静岡県袋井市高尾町6番地の2	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区西脇1195番地1	輸送施設の使用停止（150日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和8年1月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第23条)、(17)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)、(18)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20260716	株式会社エムケイロジテム（法人番号4200001038305）代表者森島克哉	岐阜県羽島市福寿町平方7丁目21番地	本社営業所	岐阜県羽島市福寿町平方七丁目21番地ライフガーデン SATOU103号室	輸送施設の使用停止（145日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年10月23日及び令和8年5月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	15	15
5	20260717	阪神トランスポート株式会社（法人番号8122001015833）代表者藤岡正哉	大阪府大東市御領2丁目2-23	東海営業所	愛知県江南市和田町旭162番1	輸送施設の使用停止（32日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年1月21日及び令和8年2月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20260717	有限会社岩元商運（法人番号 8190002006003）代表 者岩元孝	三重県鈴鹿市木田町715 番地2	本社営業所	三重県鈴鹿市木田町字川 原田715-2	輸送施設の使用停止 （20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 5	令和8年3月25日及び令和8年4月21日、監査 方針に基づいて、監査を実施、4件の違反が認 められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反 （貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の 5）、(2)運転者に対する指導監督義務違反（貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、 (3)特定の運転者に対する運転適性診断未受 診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項）、(4)事業報告書及び事業実績報告書未 提出（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	2	2
7	20260717	菱善運輸株式会社（法人番号 8210001011876）代表 者柴田吉信	福井県越前市妙法寺町 18-3-2	本社営業所	福井県越前市妙法寺町18 字登り田8番2	輸送施設の使用停止 （68日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和7年10月7日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施、13件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(3)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、(4)業務の記録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(5)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(6)事故の記録記録事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、(7)運転者等台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(8)運転者等台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(9)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(11)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(13)事業報告書及び事業実績報告書未提出（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20260721	株式会社大河内運送（法人番号8080001000793）代表者築地勝好	静岡県静岡市葵区東1丁目32番1号	本社営業所	静岡県静岡市葵区東1丁目32番1号	輸送施設の使用停止（85日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年2月17日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	9	9
9	20260721	尾張陸運株式会社（法人番号6180002071578）代表者伊藤敏彦	愛知県尾張旭市下井町下井2094番地3	名古屋北	愛知県小牧市小牧南1-137-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和8年6月1日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	8	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
10	20260721	和孝運輸有限会社（法人番号 4180002007443）代表 者大橋寛子	愛知県名古屋市中区小賀 須3-1205	本社営業所	愛知県名古屋市中区小賀 須3-1205	事業停止（7日間）、輸送 施設の使用停止（350日 車）及び文書警告並び に輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年12月19日及び令和8年2月17日、監査 方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が 認められた。（1）事業計画の変更認可違反（貨 物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第 5号）、（2）事業計画に定めるところに従う義務違 反（貨物自動車運送事業法第8条第1項）、（3）勤 務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条第4項）、（4）運転者 の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違 反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第4項）、（5）健康診断未受診（貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条第6項）、（6）定期点検 整備等の未実施（貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条の3）、（7）定期点検整備等の未実 施（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の3）、（8）定期点検整備等の未実施（貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条の3）、（9）点呼 の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項及び第2項）、（10）点呼の記 録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項）、（11）点呼の記録不実記 載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項）、（12）業務の記録記載事項等不備（貨物 自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（13）運 行記録計による記録義務違反（貨物自動車運 送事業輸送安全規則第9条）、（14）事業報告書 及び事業実績報告書未提出（貨物自動車運 送事業法第60条第1項）、（15）自動車に関する表 示義務違反（道路運送法施行規則第65条）	39	39
11	20260724	株式会社ヒーローズエ キスプレス（法人番号 9180001078134）代表 者山本博美	愛知県小牧市東田中宇金 井戸589番地の1	中部営業所	愛知県小牧市東田中宇金 井戸589番地の1	輸送施設の使用停止 （44日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和7年12月18日及び令和7年12月26日並び に令和8年1月7日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。（1）勤務時間 等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項）、（2）点呼の記録記 載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項）、（3）業務の記録記載事項等 不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8 条）、（4）運行記録計による記録義務違反（貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条）	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20260727	名鉄NX運輸株式会社 (法人番号0) 代表者 吉川拓雄	愛知県名古屋市中区葵2-12-8	岐阜支店	岐阜県羽島郡岐南町伏屋9-1	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3	令和8年3月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	7	7
13	20260729	川口商事株式会社(法人番号 4080401010586) 代表者 宮澤力	静岡県浜松市天竜区山東1935番地の1	本社(利兼)	静岡県浜松市浜名区尾野2156-1コーポリッシュ102号室	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項	令和8年5月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
14	20260729	株式会社丸鈴運輸(法人番号 3180001032682) 代表者 鈴木智雅	愛知県春日井市如意申町六丁目16番地15	春日井営業所	愛知県春日井市如意申町6-16-15	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項	令和8年4月21日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
15	20260729	株式会社国際陸運(法人番号 1180001084767) 代表 者小野成治	愛知県一宮市木曾川町里 小牧字寺北100番地	本社営業所	愛知県一宮市木曾川町里 小牧字寺北100番地	輸送施設の使用停止 (72日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和8年3月11日、監査方針に基づいて、監査 を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月 の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3) 健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条第6項)、(4)運転者に対する指導 監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監 督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。